

いじめ防止対策に関する基本方針

「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日発布、9月28日施行）」の施行に伴い、荒川区立尾久八幡中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

I 基本姿勢

1 「いじめ」の定義（文部科学省による）

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- ・「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもたせる指導を徹底する。
- ・いじめの早期発見と、迅速な対応を徹底する。
- ・いじめられている生徒の立場に立った親身の指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ることを重視する）。
- ・いじめは、暴力や犯罪であるという認識をもたせる指導を徹底する。
- ・4極構造（加害生徒、被害生徒、傍観者、大人）でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取組を重視する。

II 組織体制

1 いじめ防止対策校内委員会の設置

「いじめ」は早期発見、早期対応、早期解決の取組を行うための組織として、「いじめ防止等対策校内委員会」等を設置、以下の構成とする。

① 「いじめ防止等対策委員会」（兼運営委員会 原則週1回開催）

校長、副校長、教務・生活指導・進路指導主任、各学年主任、保健主任、事務主任

② 「幹事会」（兼教育相談委員会 原則週1回開催）

生活指導部教育相談担当、学年担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、特別支援教室専門員 等

2 いじめ防止対策校内委員会の役割

- ・いじめ防止等対策委員会は、基本方針の策定、それに基づく取組の計画・実施等の中核を担う。
- ・幹事会は、相談・通報の窓口、情報収集及び記録とその共有化、生徒への一斉指導、アン

ケート調査の実施、校内研修会の実施等の企画・運営を担う。

- ・いじめの疑いのある情報を得た際には、速やかに関係会議を開催し、情報共有、事実確認、対応策定、教育委員会への報告等を組織的に行う。

Ⅲ いじめの防止

未然防止の観点から、以下の取組を行う。

- ・道徳授業地区公開講座等、人権教育及び道徳教育の発達段階等に応じた計画的な実施。
- ・学校SNSルールを活用した、情報モラル教育の充実。
- ・SOS の出し方指導を行いながら、生徒が自分の困難な状況を発信できる環境づくり。

Ⅳ いじめの発見

早期発見の観点から、以下の取組を行う。

- ・「ふれあい月間」（6・11月）及び「いじめ防止月間」でのアンケート調査の実施。
- ・「長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査」等の活用。
- ・生活ノート「タイムくん」での記載事項の確認、情報共有。
- ・SC、SSW、子ども家庭総合センター等、相談機関の生徒、保護者への周知。

Ⅴ いじめの対応

早期対応の観点から、以下の取組を行う。

1 いじめ防止等対策委員会を核とした対応

- ① いじめ防止等対策委員会を招集し、緊急いじめ対策会議を開催、情報の共有を図るとともに、対応方針の策定、役割分担の明確化、支援計画の作成・実施を行う。
- ② いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて、外部機関との連携を図る。
- ③ 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、正確な記録作成を行う。

2 被害生徒・加害生徒・関係生徒への取組

以下のような対応を検討、必要に応じて実施する。

① 被害生徒への取組

- ア 被害生徒の安全確保のため、全教職員でサポートチームを編成し、登下校や学校生活の見守りを行う。
- イ 心的ストレスを軽減するため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、保護者を含めたメンタルケア等を行う。
- ウ 緊急避難として欠席した場合は、学習支援プログラムの作成などを行う。

② 加害生徒

- ア 事実確認と加害生徒の特定に基づき、いじめ防止等対策委員会が中心となり、いじめをやめさせるとともに、再発防止のための組織的・継続的な観察と指導を行う。状況に応じて、スクールカウンセラーを活用し指導の充実を図る。
- イ 加害生徒の保護者に対して、指導経過の報告をするとともに、必要に応じてのいじめをやめさせるよう指導を行うなど連携を図るとともに、自分の子どもの指導に悩む場合にはスクールカウンセラーと連携するなど、支援を行う。

③ 関係生徒

- ア いじめを伝えた生徒が、その後も日常の学校生活を送ることができるよう、保護者とも連携しながら、安全確保に努める。

3 区教育委員会・関係機関との連携

- ① 区教委に事実関係を速やかに報告し、情報を共有する。状況に応じてスクールカウンセラーや指導主事の派遣を要請するなど、被害の深刻化防止の対応を行う。
- ② 犯罪行為や児童虐待が疑われる場合には、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所と情報共有を行いながら、対応を協議する。

4 保護者・地域との連携

- ① 速やかにいじめ対策保護者会を開催、事実に基づいた積極的な情報提供を行うことで、保護者との連携・協力関係の構築を図る。
- ② P T A役員等に適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて協力を依頼するなど、P T Aとの連携を図る。
- ③ 生徒の安心感を高めるために、登下校時の見守りなどを地域に依頼するなど、地域人材の積極的な活用を図る。

カ 重大事態へ対処

1 重大事態とは

法第28条において以下のように示されている。

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

2 重大事態の報告及び調査の実施

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。また、その要因、行為の態様、発生の背景、事実関係の調査を行う。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会に調査を依頼する。

3 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。